

# e-methaneの環境価値認証・移転に向けた クリーンガス証書(仮称)の検討状況

2023年2月24日

一般社団法人  
 日本ガス協会

# 1. クリーンガス証書(仮称)の検討

## 2. GHGプロトコルの改訂要否への意見照会対応

## (1) クリーンガス証書(仮称)の必要性

- ガス業界では、e-methaneとバイオガスの都市ガスへの導入拡大を目指している。
- e-methaneとバイオガスの普及拡大を促進する手段として、これらが有する**環境価値の移転を可能とする「クリーンガス証書(仮称)」**を検討中。(e-methaneとバイオガスをクリーンガス(仮称)と定義)

### 環境価値移転のイメージ



## (2) グリーン電力証書を参考とした仕組みの検討

- グリーン電力証書を参考とし、クリーンガス証書(仮称)の仕組みを検討。民間主体での立上げを目指す。
- クリーンガス証書(仮称)については、①製造・導管注入時に環境価値が創出、②m<sup>3</sup>及びMJ単位で証書が発行される。

	クリーンガス証書(仮称)	グリーン電力証書
対象	クリーンガス (e-methane及びバイオガス)	グリーン電力 (再エネ電力)
価値創出の タイミング	① <b>製造及び導管注入時</b> (自家製造・消費時も検討中)	発電・系統投入時 (自家発電・自家消費時も対象)
認証機関	民間事業者	民間事業者
証明する情報	② エネルギー認証量 (m <sup>3</sup> 及びMJ) (原料由来、実施者、製造設備、期間等の属性情報)	エネルギー認証量 (kWh) (実施者、発電方式、発電設備、期間等の属性情報)
SHK制度 (検討の方向)	都市ガスにおける <b>適用を目指す</b>	電力での適用に限定される見込み※

※ 環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会中間取りまとめ（2022年12月）」

## (3) クリーンガス証書(仮称)の仕組み : ガイドライン

- 証書の記載事項や認証基準等をまとめた、認証機関や証書発行事業者、需要家等が参照する「クリーンガス証書(仮称)ガイドライン」を検討。
- 将来的には、海外からの調達も対象とできるような拡張を目指す。

### 「クリーンガス証書(仮称)ガイドライン」の目次と現時点の記載案

第1章 総則	1. 本ガイドラインの位置付け	2. 用語の定義
第2章 認証機関に関する事項	1. 認証機関の要件	2. 認証機関の業務
	3. 証書発行事業者からの情報提供	4. 情報公開
	5. 文書の保存	6. 重複認証の防止
	7. 統一マーク	
第3章 製造設備の認定	1. 認定の要件	2. 認定書の発行
	3. 認定の変更	4. 認定基準の策定
第4章 クリーンガス相当量の認証	1. 認証の要件	2. クリーンガス相当量認証証明書の発行
	3. 認証基準の策定	4. クリーンガス相当量の管理
第5章 証書発行事業者	1. クリーンガス証書の記載事項	2. 認定の変更
	3. 情報公開	4. クリーンガス証書の発行先に対する情報提供
	5. クリーンガス証書の二重発行の防止	6. クリーンガス証書の発行先の認証機関への報告
第6章 クリーンガス相当量の保有者	1. クリーンガス相当量の表現方法に係る留意点	
第7章 クリーンガス製造事業者等	1. クリーンガス製造事業者	

#### 第1章 2. 用語の定義

クリーンガス	第3章に基づく認定を受けた製造設備を用いて製造されるe-methaneとバイオガスをいう
e-methane	グリーン水素等の非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタン
バイオガス	高度化法の定義より抜粋 バイオマス {動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する化石燃料を除く。)} から発生したガス。

#### 第5章 1. クリーンガス証書の記載事項

- クリーンガス相当量(単位:m<sup>3</sup>及びMJ)
- 製造ガス種別
- 製造者並びに製造所名(認定番号)
- 製造期間
- 証書発行事業者名
- 認証機関名
- クリーンガス相当量のシリアルナンバー
- その他の事項

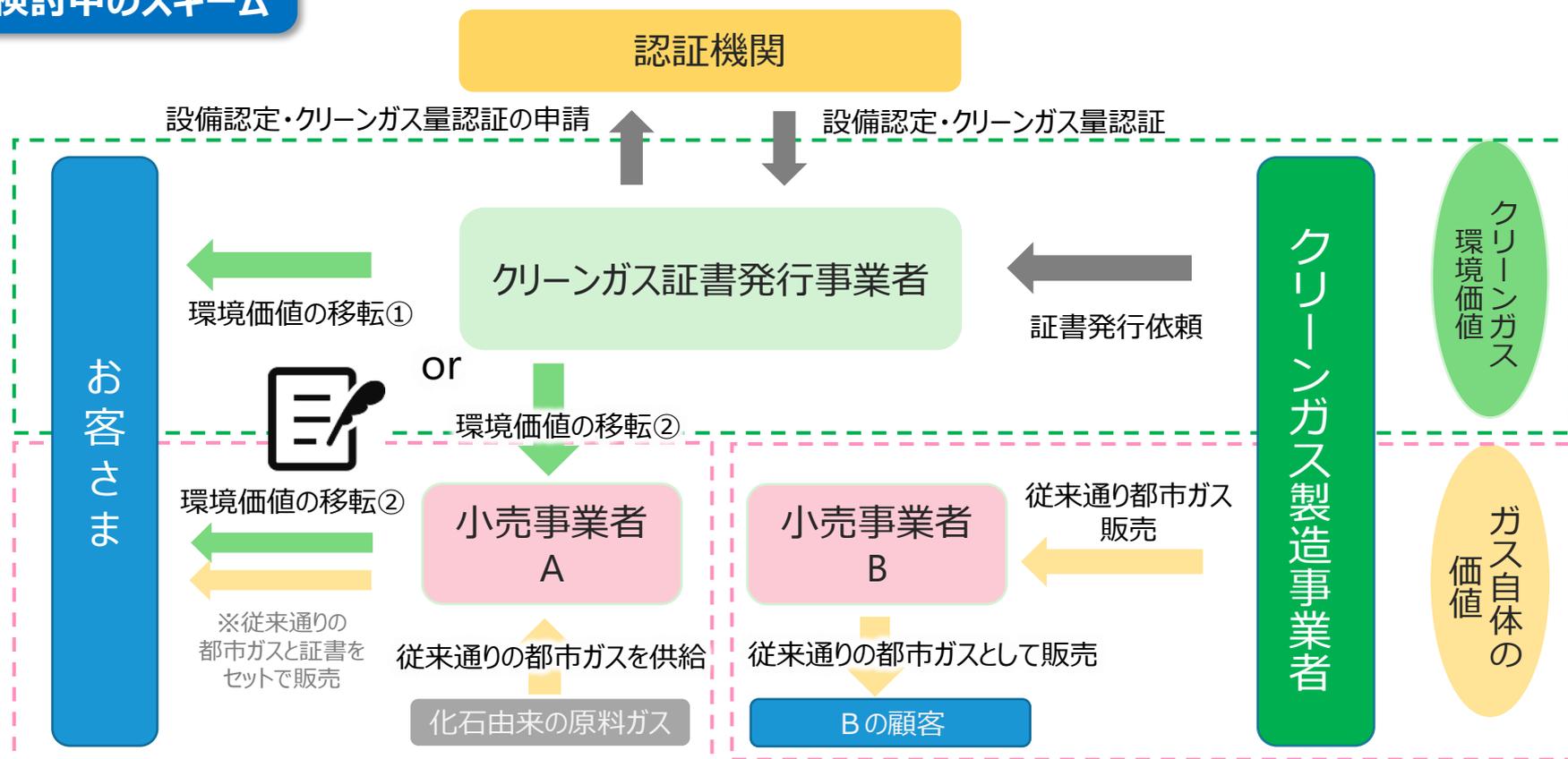
#### (別紙)クリーンガス認証基準の記載事項

- 認証対象
  - ・メタネーション(化学・生物反応等)により製造されたガス相当量
  - ※e-methaneの原料となる水素と二酸化炭素は製造元や輸送方法等が追跡・報告可能であること
  - ・バイオガス製造設備により製造されたガス相当量

## (4) クリーンガス証書(仮称)の仕組み：スキーム

- 2023年度上期にクリーンガス証書(仮称)ガイドラインについて、第三者委員会を新設、内容を精査し、下期に以下のスキームにてテスト運用、**2024年度に実運用開始**を目指す。
- 実運用開始後、実績を基に信頼性等を評価すると共に、需要家によるクリーンガスの利活用を促進するための**将来的な公的制度への適用可能性を検討**する。

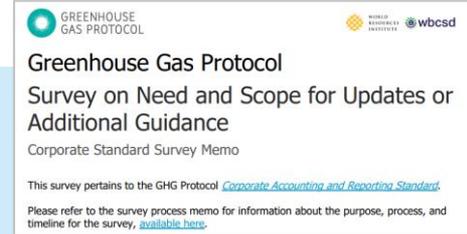
### 検討中のスキーム



1. クリーンガス証書(仮称)の検討
2. **GHGプロトコルの改訂要否への意見照会対応**

# (1) GHGプロトコルの改訂要否への意見照会対応

- GHGプロトコル事務局は、**中核ガイダンスの改訂の要否に関する意見照会を実施中**（回答締め切りは2023年3月14日）。
- 既存のGHGプロトコルにはない**カーボンリサイクル燃料のカーボンニュートラル性(GHG非排出の扱い)を反映できるよう提案する。**



Greenhouse Gas Protocol  
Survey on Need and Scope for Updates or Additional Guidance  
Corporate Standard Survey Memo

This survey pertains to the GHG Protocol [Corporate Accounting and Reporting Standard](#).  
Please refer to the survey process memo for information about the purpose, process, and timeline for the survey, [available here](#).

出典：GHG protocol HP「Survey on Need for GHG Protocol Corporate Standards and Guidance Updates」

基準・ガイダンス	サーベイの内容(例)	回答(案)
<b>Corporate Standard</b> (企業の排出量報告) 	2015年以降改訂されていないが、改訂のニーズはあるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボンリサイクル燃料のCO2排出のダブルカウントを回避する仕組みがないため、<b>Scope1にカーボンリサイクル燃料の適切な算定方法の追加を要望する。</b></li> </ul>
<b>Market-based Accounting Approaches</b> (調整後排出量の考え方) 	Scope1、3の報告に関して、市場ベース法(証書や購入契約に基づいた排出量計上)が必要か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボンリサイクル燃料をScope1、3に正確に反映する手法がないため、Scope2の電力で認められているように<b>Scope1、3にも市場ベース法の反映を要望する。</b></li> </ul>
<b>Scope 3 Standard / Calculation Guidance</b> (間接排出量の算出) 	Scope3 Standardの改訂のニーズはあるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 削減貢献量(Avoided emissions)を報告できる仕組みがないため、<b>削減貢献量に関する報告の追加を要望する。</b></li> </ul>

以上